

質疑・回答書

告示番号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場1・2系污泥焼却設備撤去工事
No	質疑事項	回 答
1	特記仕様書p22 (c)洗浄水設備設置工 「洗浄水は場内散水栓の処理水又はマイスト水槽内の二次処理水とする」との記載がありますが、場内散水栓の処理水又はマイスト水槽内の二次処理水とは、原田処理場内の施設のものであり、それを洗浄水として御支給いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、お考え下さい。
2	質疑No.1の認識が正である場合、洗浄水として使用する前にダイオキシン類や重金属等の濃度調査は必要でしょうか。(特記仕様書には記載なし)	使用前の洗浄水の調査は必要ございません。
3	特記仕様書p22 (d)排水移送設備設置工 「洗浄排水を集水し、場内辺流水路へ返送する設備を設置する」との記載がありますが、洗浄排水は清浄化処理を行わずに、p24(l)(m)に記載の測定分析を実施し、ダイオキシン類及び重金属の数値が基準値以下であれば、場内辺流水路へ放流してもよいという認識でよろしいでしょうか。また、p24(l)(m)に記載の測定分析を実施し、数値が基準値を超えた場合、清浄化処理ののち再分析の末、場内辺流水路へ放流、もしくは清浄化処理を行わず分析結果をもって産業廃棄物として処分するという認識でよろしいでしょうか。	特記仕様書P.24(l)(m)に記載の測定分析を実施し、測定値が基準値以下の場合には、集水して場内返流水路に放流してください。 測定値が基準値を超えた場合は、受注後の協議によります。
4	焼却設備(燃烧炉から煙突まで)の洗浄はダイオキシン類対策工事として実施しますが、燃烧設備ではないケーキ関連設備については、すでに清掃されているものとして洗浄等は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	機器・配管内の汚泥については、一部を除き清掃は行っております。 設備を解体しないと清掃が難しい箇所については、汚泥が残っているため、清掃が必要な場合があるとお考え下さい。
5	土曜日、日曜日、祝日は休工となりますでしょうか。	土曜日、日曜日、祝日は原則、休工ですが、必要があれば事前に施工内容を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得てください。